

第21回

税法入門

生命保険金を年金で受け取る場合、
年金部分に所得税は課税されるか

事案の概要

Aは自分を契約者兼被保険者、妻であるXを受取人とする年金払生活保障特約付終身保険に入保した。この保険では、被保険者が死亡した場合、受取人は一時金に加えて10年間一定額の年金を受け取ることができる特約が付されている。

A死亡後、10年分の年金受給額総額に一定率（定期金に関する権利として相続税法24条1項1号に基づき年金総額の100分の60を相続財産の額とした）を乗じた額を相続財産に含めた内容の相続税の申告がなされた。

Xは上記保険に基づく年金を受け取った後の確定申告において、年金額を所得として申告しなかった。これに対して、税務当局は年金額から必要経費相当額を控除した金額を雑所得と認定する増額更正を行なったことから、Xはその取消を求めて本訴訟を提起した。

基本知識

1 みなし相続財産

民法上は相続または遺贈によって取得したとはいえないが、被相続人の死亡を起因として生じる財産であるため、課税の公平の見地から相続税の対象とされている財産や権利のことを「みなし相続財産」という。

例えば、被相続人が保険料を支払っていた自らを被保険者とする生命保険の死亡保険金は、民法上相続財産にはあたらない。しかし、相続税法上は、被相続人が負担した払込保険料に対応する部分については相続または遺贈によって取得されたものとみなして、相続税の課税対象になるとされている（相続税法3条1項1号）。

みなし相続財産にあたるものとして、上記の死亡保険金の他に、死亡退職金などがある（詳細は東京弁護士会編著「新訂第5版 法律家のための税法（第一法規）」276頁以下等参照）。

2 みなし相続財産と所得税

所得税法9条1項15号は、みなし相続財産を含めて相

続税を課すことになった財産については、二重課税を避ける見地から、所得税を課税しないものとしている。

3 生命保険金を年金払い受け取る場合の課税実務

課税実務上は、死亡退職金や生命保険金を年金形式で受け取る場合、相続開始時に、年金総額を現在価値として評価した金額相当額に相続税が課税されたうえ、年金を受け取る度に10%の源泉徴収がなされて、雑所得として所得税と住民税の課税対象となる場合があるとされてきた（上記「新訂第5版 法律家のための税法（第一法規）」279頁）。

争点

- ①年金保険の年金が相続税法3条1項1号のみなし相続財産にあたるか
- ②年金保険の年金が所得税法9条1項15号により非課税とされるか

判決要旨

●長崎地判平成18年11月7日

「相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益を評価できるときでも、その所得に課税することは、所得税法9条1項15号によって許されないと解することが相当である。」

「本件年金受給権は、Aを契約者兼被保険者とし、原告を保険金受取人とする生命保険契約に基づくものであり、その保険金は保険事故が発生するまでAが払い込んだものであるから、年金の形で受け取る権利であるとしても、実質的にみて原告が相続によって取得したのと同視すべき関係にあり、相続税法3条1項1号に規定する『保険金』にあたると解するのが相当である。」

「他方、本件年金は、本件年金受給権に基づいて保険事故が発生した日から10年間毎年の応答日に発生する

支分権に基づいて保険会社から受け取った最初の現金である。上記支分権は、本件年金の受給権の部分的な行使であり、利息のような元本の果実、あるいは資産処分による資本利得ないし投資に対する値上がり益のように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的な権利・資産自体が直接影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である年金受給権が徐々に消滅していく関係にあるものである。

そして、相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的利益を現価に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重課税するものであることは明らかであって、前記所得税法9条1項15号の趣旨により許されないものといわなければならない。」

コメント

本件では、①基本権である定期金に関する権利としての年金受給権、②一定期日（年金支払日の単位の応

答日）到来によって発生するその支分権、③支分権に基づいて取得した現金の関係が実質的な争点である。

国側は、受け取った年金は支分権に基づいて取得したものであり基本権とは異なる権利に基づいて取得した権利であること等を理由に、年金について雑所得として課税することを主張した。

これに対して、判決では、相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の割引現在価値であるため、基本権である年金受給権と支分権は法的には別個の権利でも実質的・経済的には同一の財産であるとして、基本権に対する相続税課税と支分権に基づいて取得した現金に対する雑所得課税は二重課税にあたるとした。

なお、本件については国側が控訴し、現在福岡高等裁判所に係属中である。本件の今後の展開によっては、年金保険の課税実務に変更が生じる可能性がある。

＜参考文献＞

東京弁護士会編著「新訂第5版 法律家のための税法（第一法規）」276頁以下

（税務特別委員会副委員長 佐藤千弥）